

奈良市移動支援事業・日中一時支援事業 質問回答集

【移動支援事業質問】

平成26年5月20日現在

(1) 実績記録票について

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 新しい実績記録票はいつから使用すれば良いですか。また、実績記録票のデータ化されたものはありますか。 | 平成26年5月提供分から新様式での提出をお願い致します。ホームページからダウンロードできます。 (奈良市トップページ→各課のページ→障がい福祉課→申請書→移動支援事業・日中一時支援事業の事業所指定について) |
| 2 | 実績記録票の記載方法について、目的地が複数ある場合は、メインの地点で良いですか。また、目的地の記載を利用者が拒んだ場合、(買い物、散歩)と記載しても良いですか。 | 目的地が複数ある場合は、理由記載部分に記載していただくなどで対応して下さい。公費で行う事業ですので、正確な記載をお願い致します。利用者が目的地の記載を拒んだという理由で、本来の目的地と異なる記載を行った場合は、虚偽の報告として調査の対象となります。記載拒否の理由は分かりませんが、個人情報の取扱いには、十分配慮しています。 |
| 3 | 実績記録票の課税・非課税・生活保護世帯のチェック欄がありますが、その区別は何をもって確認すれば良いですか。 | 決定通知書で確認をお願いします。 「利用者負担額 5%→課税世帯、0%→非課税世帯、0円→生活保護世帯」の区別になっています。 |
| 4 | 今までは、実績記録票に利用者確認印を押して頂くのではなく、事業所独自の記録用紙に押印したものを添付していましたが、今後も同様の方法でも良いですか。 | 市の定める実績記録票にサービス内容の記載及び利用者確認印があれば、事業所の記録票の添付は必要ありません。ただし、利用者確認印を押してある事業所の記録票の原本をご提出いただけるのであれば、従来の方法でも差し支えありません。 |
| 5 | 実績記録票の原本を提出ということですが、最終日の押印がいただけない場合、まずコピーを提出し、後日原本を提出しても良いですか。 | 最終日の利用について利用者確認印がいただけず、請求書の提出締切日までに利用者確認印が間に合わない場合は、実績記録票の写しを請求書に添付してください。その後、印鑑を押してある原本を速やかにご提出下さい。 |
| 6 | プラン作成時に支給量を申請するが、実際の支援をどのように行っているかを把握する機能はありますか。 | 実績記録票は毎月確認しています。新様式への変更により支援内容が明確になります。 |

(2) 契約内容報告書について

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 7 | 現在の利用者の契約内容報告書はいつまでに提出すれば良いですか。 | 書類が揃い次第ご提出下さい。難しい場合は、平成26年6月末の更新時に新しい決定通知書を確認の上、ご提出下さい。 |
| 8 | 現在の受給者証に事業所の契約欄はありませんが、契約内容報告書を提出すると他の事業所との整合性が必要なのではないですか。 | 契約内容報告書は、市が請求審査を行う上で利用者の契約支給量を把握するためにご提出いただくものです。契約日数の調整は、利用者との契約時に行ってください。 |

(3) 移動支援事業の内容について

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 9 | 移動支援で美容院に行った後、日中一時支援事業を利用することはできますか。 | 移動支援事業は、自宅→目的地→自宅が原則となります。美容院から日中一時支援事業所に行かれる場合は、美容院から日中一時支援事業所（通所系事業所）までの区間は移動支援事業（施設等利用型）の算定の対象となりません。 |
| 10 | 精神障害者の方で、外出前の整容で30分時間を要し、いざ外出しようとする、体調不良で外出できなかったなどの場合、整容に要した時間帯は移動支援事業で算定はできますか。 | やむを得ない事情として、算定することは認められます。ただし、記載いただいたような支援内容が常態化するようであれば、居宅介護に切替えるなど、支援方法を見直してください。支援方法の見直しにあたり、判断に迷う場合は、市にご相談下さい。 |
| 11 | 通院後に基準該当生活介護施設を利用されている場合、通院等介助と移動支援事業（施設等利用型）の関係はどうなりますか。 | 障害福祉サービスの通院等介助は、自宅→病院→自宅が原則です。よって、通院等介助サービスを提供した後に、基準該当生活介護施設へ行くことはできません。また、通院先から基準該当施設への送迎のための移動支援事業（施設等利用型）の算定も、始点が自宅ではないため、できません。 |
| 12 | 移動支援で通院介助の依頼があった場合、新たに居宅介護の申請をしてもらう必要がありますか。 | 基本的に、通院介助は障害福祉サービス（居宅介護）や介護保険サービスが優先されます。障害福祉サービスや介護保険サービスで補えない場合や突発的な通院など、やむを得ない場合に限り、移動支援事業で算定することが認められています。まずは、障害福祉サービス（居宅介護）で対応できるかご検討下さい。 |
| 13 | 通院介助は決まった通院にしか支給されません。それ以外（突発的や数ヶ月だけ続く等）の場合に移動支援で算定できますか。 | |
| 14 | 医療機関へ連れて行く行為は移動支援で可能でしょうか（タクシーのような）。通院支援に当たりますか。 | 医療機関への送迎は、基本的に障害福祉サービス（居宅介護）や介護保険サービスが優先されます。介護保険サービスで補えない場合や突発的な通院など、やむを得ない場合に限り、移動支援事業で算定することが認められています。ただし、タクシーのような利用方法であれば、移動支援事業としては算定できません。福祉タクシーや一般のタクシーをご利用下さい。 |
| 15 | 10分～15分で終わる受診に移動支援が必要なケースがあると考えますが、支援内容の見直しとは具体的にどのような見直しですか。 | 10分、15分で終わる受診の具体的なケースとして、一度市にご相談下さい。 |
| 16 | 移動支援を使って、家族が入所している施設に行きたいという希望がありますが、対象となりますか。 | 家族の面会が目的であれば、移動支援で算定ができます。ただし、面会中であって、利用者の支援を行っていない時間は、算定できません。 |
| 17 | 算定外の事例で、ヘルパーが運転する車での移動が認めてもらえない理由はなぜですか。 | ヘルパーが運転を行っている場合、常時介護が提供できる状態にないこと、急な危険を回避することが困難であることから、算定できません。 |
| 18 | 休憩やおむつ交換などで、事業所に立ち寄ることは出来ますか。 | 事情があって、事業所に立ち寄らなければいけない場合であっても、その時間帯は移動支援事業として算定できません。目的地内に休憩スペースや障害者用トイレが確保されていることを確認の上、適切な支援を行ってください。 |

| | | |
|----|---|---|
| 19 | 「身体介護あり」「身体介護なし」の認定の違いはどのように区別していますか。視覚障害の人の手を引いてサービスを提供するのは「身体介護なし」になりますか。 | 申請時の聞き取り調査により、「身体介護あり」「身体介護なし」の区別を行います。個々の状態により異なりますので、視覚障害の方が「身体介護なし」に区分されるかどうかは、一概にはお伝えできません。また、視覚障害者の場合は、同行援護の利用が優先されます。 |
| 20 | 学校のお迎えはローカルルールでは認められていたと思いますが、認められなくなったのでしょうか。 | 従来より通学の送迎は認められていません。 |
| 21 | 手引きのP4下の図は養護学校を想定されているものでしょうか。地域の小学校の支援学級のお迎えは、バス停はありません。やはりプールへの送迎は出来ませんか。 | バス通学をされているお子さんを対象とした支援を想定したものです。バス通学をされていない場合は、お子さんが自宅に帰られてから、支援を開始してください。 |
| 22 | 児童が学校帰りのバス停から移動支援を利用する場合、プール以外の場所へは行けますか。 | プール以外には図書館の利用が認められます。 |
| 23 | 子どもたちを迎える場所として学校が認められず、バス停が認められるという違いはどこにありますか。 | 原則、通学支援は移動支援では認めていませんが、学校帰りにプールに通いたいというニーズが高かったことから、バス停から一連の流れとしてプールを利用し、自宅に帰る場合のみ利用が認められたものです。 |
| 24 | 事業所のバス停から移動支援の開始は可能ですか。 | 事業所の最寄のバス停から移動支援を開始することはできません。 |
| 25 | 生活介護終了後、公衆浴場等は算定可能ということですが、外食など、他に認められるものはありますか。 | 公衆浴場、買い物（食品・日用品に限る）、食事については、日常生活を送る上で必要不可欠な外出として、利用が認められます。 |
| 26 | 自宅から自力での通所を目指すためにヘルパーが施設へ一緒に通うことはできますか。 | 原則、通所を目的とする支援は認められません。ただし、通所を自力で行うための訓練の場合、特別認定として期間を定め、認められる場合があります。その場合は、特別認定の決定通知書が交付されますので、支援の際に利用者にご確認下さい。 |
| 27 | 生活介護施設から短期入所施設へ移動する場合も、移動支援（施設等利用型）を算定することはできますか。 | 施設→施設への移動の場合は、移動支援事業（施設等利用型）は算定できません。 |
| 28 | 障害児通所支援の後に、外出のニーズがある場合は、移動支援を利用することはできますか。 | 障害児通所支援事業所を始点として、移動支援を利用することはできません。一旦自宅へ戻り、支援を開始してください。その際、自宅に家族がいない場合は、保護者が帰宅するまでは、預かり行為とみなされ、移動支援は算定できません。 |
| 29 | 自転車での移動支援（公共交通機関が苦手、車・バイクの免許がない、自転車なら外出できるがそこに支援者が必要な場合）はなぜ算定出来ないのですか。 | 手引きP8記載のとおり。常時介護できる状態での付き添いが前提となること、急な危険を回避することが困難であると困難であると判断されることから、算定できません。 |

| | | |
|----|---|---|
| 30 | バスや電車で移動する場合、家族がバス停・駅まで送迎できる場合は、始点・終点をバス停・駅とすることができますか。 | 家族がバス停・駅まで送迎できる場合は始点・終点がバス停・駅でも算定できます。実績記録票に家族送迎が分かるよう記載してください。 ただし、家族の送迎があっても、事業所を始点・終点とすることはできません。 |
| 31 | 目的地→自宅も算定が可能ですか。 | 目的地までを家族が支援する場合は、目的地→自宅でも算定が認められます。 |
| 32 | 集合・解散場所について、精神障害の方などで、ご自分で近くの最寄り駅等に行ける場合や保護者が集合場所に送ってこられる場合もわざわざ自宅に伺わなければいけないですか。 | 移動支援事業は自宅→目的地→自宅を原則とした事業です。家族がバス停・駅まで送迎できる場合のみ始点・終点がバス停・駅でも算定できます。実績記録票に家族送迎が分かるように記載してください。 |
| 33 | 移動支援で、マンツーマンのヘルパーがつき、目的地で家族と合流して家族（親・兄弟）も含めて過ごすことは可能ですか。 | 家族と合流してからも支援が必要な場合は、移動支援の対象となりますが、家族が支援できる場合は、目的地で家族と過ごす時間は算定できません。 |
| 34 | プールは習い事に含まれますか。 | インストラクターや指導員が付くようなものや、月謝を支払って通うものは習い事であると判断されます。 |
| 35 | 施設入所者の移動支援の場合、施設の行事やイベントで移動支援を利用することができますか。 | 施設が主催するイベント等への参加については、施設入所支援として、施設スタッフで利用者への支援を行ってもらうことを基本としますので、移動支援では算定できません。 |

(4) 指定に関すること

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|--|
| 36 | 事業所指定の更新はいつ行えばよいですか。 | 6年ごとの更新になりますが、平成18年10月の指定分より、順次ご案内します。 |

(5) その他

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 37 | 通園・通学には原則利用できないが、施設等利用型の通所介護事業とは別の事業として考えれば良いですか。 | 移動支援事業には、個別支援型と施設等利用型があります。 個別支援型では、通園・通学・通所の支援はできません。 日中一時支援事業所等が、施設等利用型の指定を受けている場合は、事業所までの送迎が移動支援事業（施設等利用型）として算定できます。 |
| 38 | 施設等利用型について、通所介護の利用を伴う移動支援は実際使われていますか。 | 介護保険法に定める通所介護事業所であって、基準該当生活介護事業所の指定を受けている事業所については、移動支援事業（施設等利用型）を利用いただいています。 |

| | | |
|----|-------------------------------------|---|
| 39 | グループ支援は行えるようになりませんか。 | 現在のところグループ支援型を実施する予定はありません。 |
| 40 | 請求書の書類はホームページに掲載されている様式で提出すれば良いですか。 | お示しのとおりです。 (奈良市トップページ→各課のページ→障がい福祉課→申請書→移動支援事業・日中一時支援事業の事業所指定について) |
| 41 | 契約書の形式は障害福祉サービスに準じるもので良いですか。 | 利用者との間に交わされる契約書については、事業所で必要事項を定めて作成してください。障害福祉サービスに準ずるもので移動支援事業の内容が網羅されていれば、差し支えないと判断します。 |
| 42 | 行動援護と移動支援は同じ考え方ですか。 | 行動援護は国で定める障害福祉サービスであり、移動支援事業は市町村で実施する地域生活支援事業の一環です。そのため、移動支援事業には、奈良市独自の見解も含まれています。 |
| 43 | 重度訪問介護の移動加算との違いは何ですか。 | 重度訪問介護は国で定める障害福祉サービスで、重度訪問介護の中に外出支援に利用できる時間が移動加算として位置づけられています。そのため、同じ外出支援である移動支援事業は、同時に支給決定できません。 |

【日中一時支援事業】

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 美容院に行った後、日中一時支援事業を利用することはできますか。 | 日中一時支援事業も、基本的には自宅→日中一時支援事業所→自宅であることから、適切な支援方法ではありません。 |
| 2 | 生活介護終了後、保護者の仕事の都合で日中一時支援で預かることがあります。特別な事情として同じ施設で預かることはできますか。 | 基本的には、生活介護等の延長加算で対応してください。 特別な事情とは、保護者の就労や、障害の特性により通常の支援ではどうしても対応が困難な場合を指します。就労が理由になる場合は、職場の就労証明を、障害特性や虐待などの事情による場合は支援計画により位置づけ、課内で実施される支給決定会議で検討します。利用を認めるかどうかの判断は、市が行います。 |
| 3 | 特別な事情とは具体的にどのようなものですか。また誰がその判断を行うのですか。 | |
| 4 | 生活介護事業所や、障害児通所支援事業所が延長加算の算定を行っていない場合、預かりのニーズのある利用者はどのようなサービスを利用すれば良いですか。 | 延長加算の算定ができる事業所の案内を行うなど、保護者のニーズに合った事業所を選定して頂くよう、支援をお願いします。 |
| 5 | 日中一時支援と生活介護が同日に算定できないのはいつからかですか。 | 従来より、適切な利用ではないと認識していましたが、具体的に明記したものはありませんでした。平成26年4月1日より、日中一時支援事業実施要綱の制定により、明記されました。 |